

森林公園「もりもりランド・かつらお」 仮オープンイベント開催!



9月3日、もりもりランド・かつらおの仮オープンを祝し、記念イベントが行われました。

目次

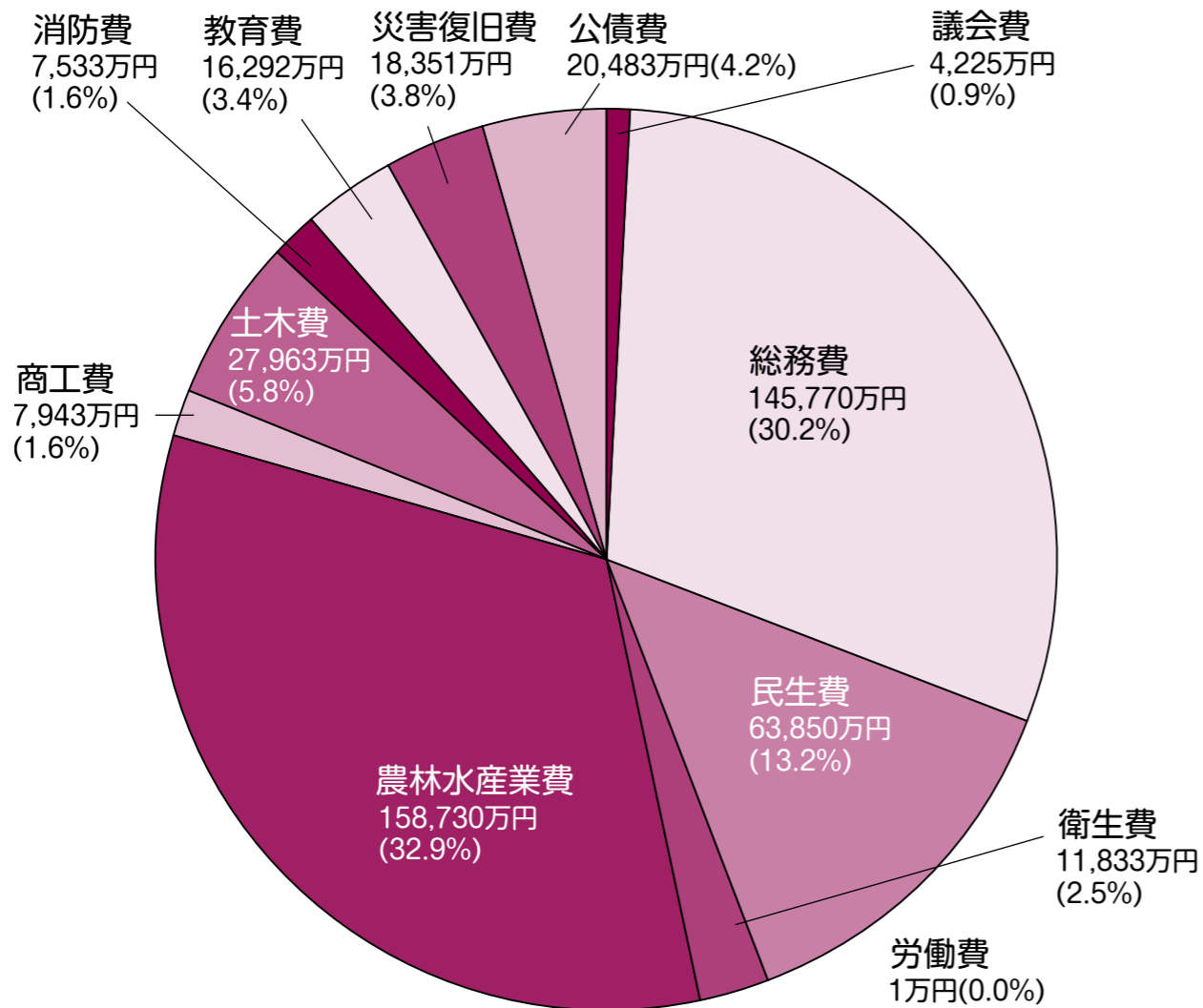
令和3年度一般会計決算報告	P2～5
議会だより	P6～7
もりもりランド・かつらお仮オープン	P8～9
お知らせ	P10～20
むらの話題	P21

教育委員会だより	P22
イベントカレンダー	P23
インターンシップ生の 成果報告会が開催されました	P24

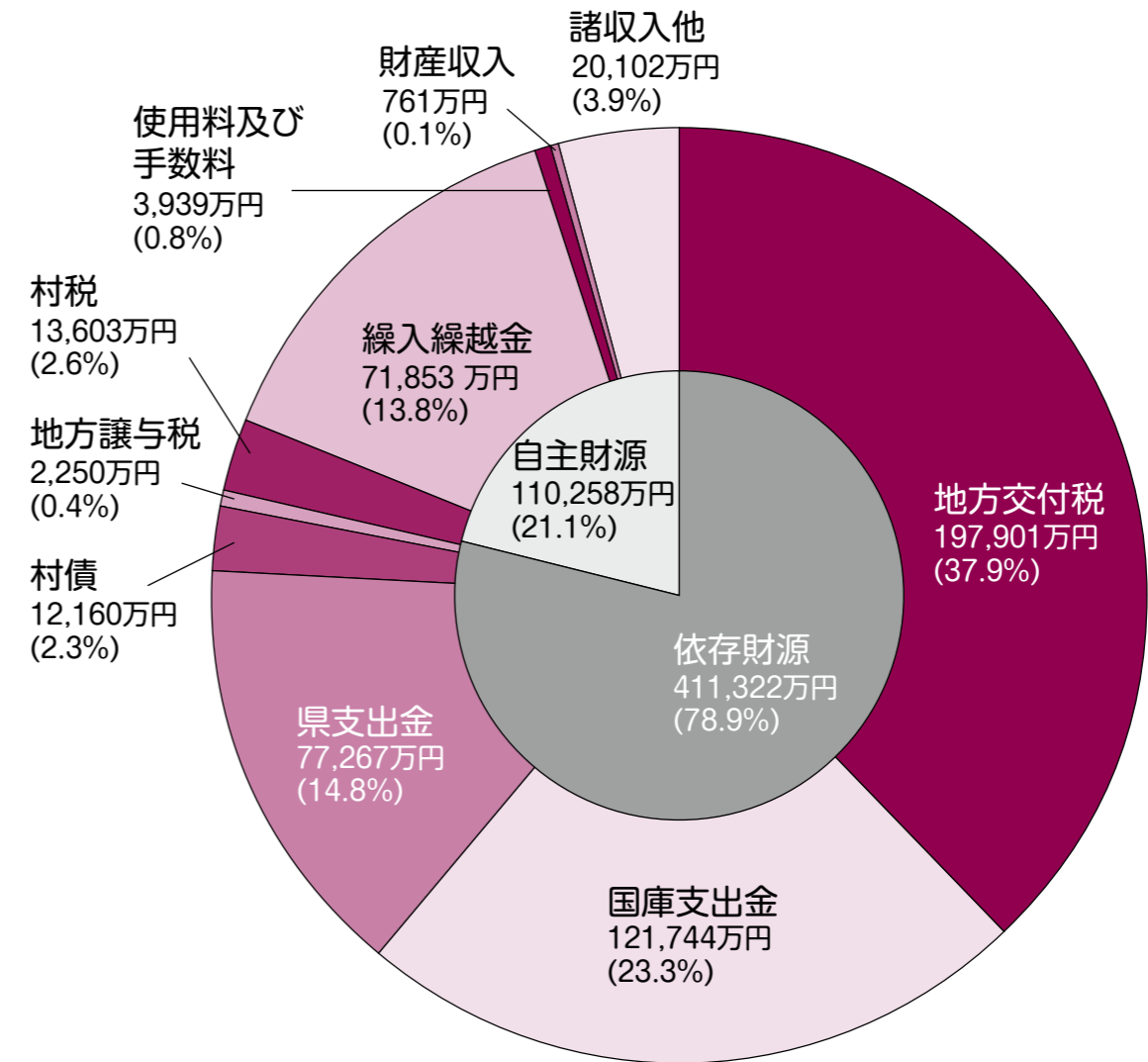
令和3年度 決算報告

令和3年度の一般会計と特別会計の決算が9月の定例議会において認定されましたので、その決算のあらましについてお知らせします。

歳出 (一般会計) **48億2,974万円**

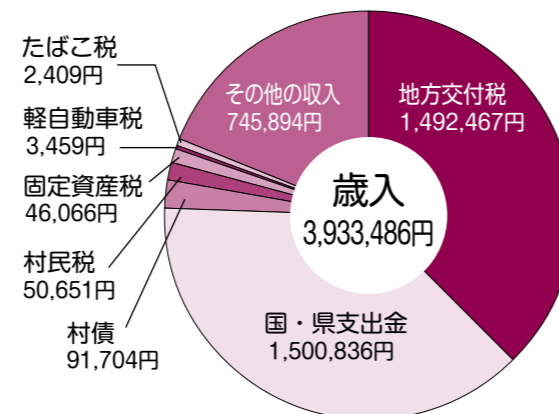
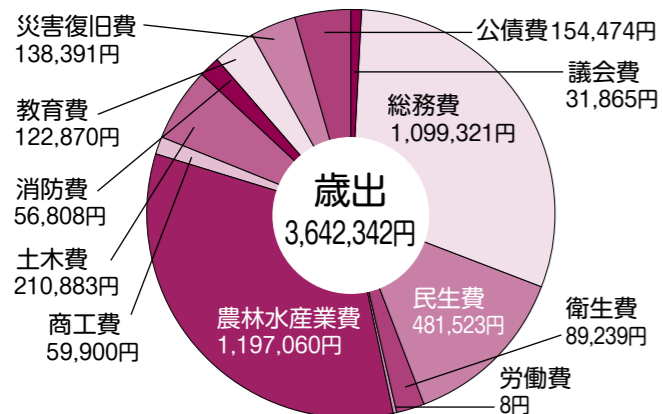


歳入 (一般会計) **52億1,580万円**



住民1人あたりの負担額

住民基本台帳人口 1,326人
(令和4年3月31日現在)



基金現在高
(普通会計に属する積立金)
66億4,447万円

地方債現在高
(借入しているお金)
14億3,040万円

令和3年度 主な実施事業の内訳

復興関係

(単位:千円)

・民放ラジオ難聴解消支援事業	18,997
・携帯電話鉄塔整備事業	56,672
・野行宿泊交流施設整備事業	58,554
・帰還再生生活道路整備事業	11,508
・帰還再生生活用水整備事業(井戸掘削)	55,791
・かつらお復興支援プレミアム商品券事業	17,102
・移住・定住支援事業	59,679
・葛尾村産業団地造成地測量事業	23,650
・葛尾村地域活性化住宅建設事業	135,928
・森林公園整備事業	6,347
・村道舗装修繕工事	15,508
・橋梁点検及び長寿命化計画策定事業	14,980
・農業用道路除草工事	2,145
・林業専用道大笹線開設工事	99,028
・道路等修繕調査測量設計事業	18,776
・道路除草等委託	55,000
・公共土木災害復旧工事	167,886
・環境放射線モニタリング事業	5,090
・放射能検査室測定業務	13,532
・水稻育苗施設整備事業	237,348
・ライスセンター・農業用機械整備事業	171,687
・肥育素牛生産施設整備事業	328,440
・大笹酪農施設整備事業	311,191
・福島県営農再開支援事業	65,220
・ふくしま森林再生事業	232,243

避難関係

(単位:千円)

・帰還困難区域警備事業	27,364
・帰還困難区域警備機器賃貸借(非常電話・防犯カメラ等)	2,970
・防犯カメラ保守運用	4,919
・見守り巡回パトロール事業	57,832
・葛尾村被災者見守り・総合支援事業	8,059
・葛尾村サポートセンター運営事業	22,825
・恵下越団地管理業務委託	2,002

教育関係

・被災児童生徒就学支援事業	1,324
・スクールバス運行業務委託	15,470
・12市町村教育復興推進事業	5,537
・学力向上事業(外国語等)	9,361
・放課後子ども教室事業	2,640
・村文化施設等除草事業	4,950
・給食無償化事業	3,455

新型コロナウイルス対策関係

・子育て世帯への臨時特別給付金事業	29,330
・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保・対策事業	14,797
・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業	62,292

令和3年度 会計別決算状況

令和3年度決算

<単位:千円>

区分	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	翌年度に繰越すべき財源	実質収支額
一般会計	5,215,803	4,829,744	386,059	203,783	182,276
国民健康保険特別会計	345,818	311,703	34,115	-	34,115
介護保険事業特別会計	384,141	316,146	67,995	-	67,995
後期高齢者医療特別会計	9,237	8,652	585	-	585
簡易水道事業特別会計	11,752	10,319	1,433	-	1,433
計	5,966,751	5,476,564	490,187	203,783	286,404

令和3年度村税等収納実績

<単位:千円・%>

区分	調定額	収入額	収納率
村民税	67,226	67,163	99.9
固定資産税	61,100	61,084	99.9
軽自動車税	4,587	4,587	100.0
たばこ税	3,194	3,194	100.0
計	136,107	136,028	99.9
国民健康保険税	4,324	4,246	98.2
介護保険料	2,996	2,666	89.0
後期高齢者医療保険料	2,729	2,729	100.0

一般会計年度別決算額

<単位:千円>

区分	歳入決算額	歳出決算額
平成29年度	6,730,041	6,605,371
平成30年度	6,709,286	5,949,355
令和元年度	5,028,241	4,735,402
令和2年度	6,532,430	6,424,758
令和3年度	5,215,803	4,829,744

令和3年度 葛尾村の健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る健全化判断比率と、公営企業ごとの資金不足比率を議会に報告し、公表することとなっております。本村における令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりです。

葛尾村の健全化判断比率

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
村	-	-	5.8%	-
国	早期健全化基準	20.0%	25.0%	350.0%
	財政再生基準	20.0%	30.0%	35.0%

※赤字額がないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は「-」と表示しています。なお、実質収支は62,668千円(6.1%)の黒字、連結実質収支は162,260千円(15.7%)の黒字です。

葛尾村の会計別資金不足比率

項目	簡易水道事業
資金不足比率	-
経営健全化基準(国)	20.0%

※資金不足額がないため、資金不足比率は「-」と表示しています。

制度解説

健全化判断比率等とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定・公表される財政指標です。その財政指標は次のとおりです。

健全化判断比率		資金不足比率
1 実質赤字比率	3 実質公債費比率	(公営企業会計ごとに算定)
2 連結実質赤字比率	4 将来負担比率	

健全化判断比率には早期健全化基準及び財政再生基準、資金不足比率には経営健全化基準があり、その基準を超えた地方公共団体は、改善に向けた財政計画を策定しなければなりません。

用語解説

- ◆歳入(一般会計)
一年間のすべての収入
- ◆依存財源
地方交付税や国庫支出金、県支出金、村債など、他に頼っているお金
- ◆自主財源
村税や施設の使用料、手数料、寄付金など、村に直接納められるお金
- ◆地方交付税
自治体の財源力に応じて、国から交付されるお金
- ◆国庫・県支出金
特定の目的のために国や県から交付されたお金
- ◆地方譲与税
国が徴収した自動車重量税などから配分されたお金
- ◆村税
皆さんが村に納めた税金
- ◆歳出(一般会計)
復旧・復興、福祉・教育などに使う村の経費をまとめた会計
- ◆特別会計
国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・診療所事業・簡易水道事業、それぞれ特別な目的で個別にまとめた会計

議会だより
令和4年9月
葛尾村議会定例会

令和4年9月葛尾村議会定例会は、9月7日から9日までの3日間の会期で開催されました。村長から、決算、条例並びに予算など15議案が提出され、審議の結果、提出された案件については原案のとおり可決されました。

《9月議会のあらまし》

○9月7日
午前10時より開会。議長の開会宣言後、議事録署名人が指名され、会期を9月9日までの3日間とすることを決定しました。続いて、業務報告など諸般の報告が行われた後、村長より行政報告が行われ、本定例会に提出された全15議案について、村長から一括上程により提案理由の説明が行われました。続いて、代表監査委員より令和3年度における全会計の歳入歳出決算認定等に係る意見が報告されました。その後、3議員が6件の一般質問により村の考え等について質問を行った後、9月8日を議案調査のため休会とすることを決定し1日目を終了しました。

補正予算の状況

単位：千円

区分	一般会計	特別会計				
		国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療	簡易水道	
歳入及び歳出	補正前	8,296,000	301,900	297,850	25,400	18,410
	補正	150,000	34,000	67,500	▲17,340	503
	補正後	8,446,000	335,900	365,350	8,060	18,913

1千105万円、森林公園整備事業671万円、帰還困難区域放射能モニタリングポスト369万円、財政調整基金積立8千758万円、非課税世帯臨時特別給付金400万円、原油高騰生活困窮世帯補助145万円

採決の状況

議案等番号	議案 ○:賛成 ●:反対 欠:欠席 退:退席 全賛...全員賛成で可決・認定・採択等 賛多...賛成多数で可決・認定・採択等 賛少...賛成少数で否決・不認定・不採択	議席番号	議決結果							
			1 杉本 宜信	2 中村 健彦	3 松本 静男	4 吉田 義則	5 菅野 正一	6 松本 操	7 三瓶 仁一	8 佐久間 哲次
認定第1号	令和3年度葛尾村一般会計歳入歳出決算認定について	全賛	○	○	○		○	○	○	○
認定第2号	令和3年度葛尾村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	全賛	○	○	○		○	○	○	○
認定第3号	令和3年度葛尾村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	全賛	○	○	○		○	○	○	○
認定第4号	令和3年度葛尾村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全賛	○	○	○		○	○	○	○
認定第5号	令和3年度葛尾村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	全賛	○	○	○		○	○	○	○
議案第38号	葛尾村振興計画審議会条例の一部を改正する条例について	全賛	○	○	○		○	○	○	○
議案第39号	葛尾村被災地域農業復興総合支援事業に係る農業用施設等の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	全賛	○	○	○		○	○	○	○
議案第40号	令和4年度葛尾村一般会計補正予算(第2号)	全賛	○	○	○		○	○	○	○
議案第41号	令和4年度葛尾村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	全賛	○	○	○		○	○	○	○
議案第42号	令和4年度葛尾村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	全賛	○	○	○		○	○	○	○
議案第43号	令和4年度葛尾村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	全賛	○	○	○		○	○	○	○
議案第44号	令和4年度葛尾村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	全賛	○	○	○		○	○	○	○

議長は採決に加わりません

○9月9日
午前10時に開会し、地方自治法の規定による報告の後、決算認定と条例の一部改正、各会計補正予算の議案について審議を行い、全議案原案のとおり可決されました。また、議案等の採決後、常任委員会からの閉会中の継続調査の申し出と議員の派遣について決定し、9月議会定例会の全日程を終了し、閉会しました。

《議決議案》

報告第3号
令和3年度葛尾村一般会計継続費精算報告書の報告について
地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議案に報告した。
報告第4号
一般社団法人葛尾むらづくり公社の経営状況の報告について
地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度の決算に関する書類及び令和4年度の事業計画に関する書類を議案に報告した。
報告第5号
葛尾創生電力株式会社の経営状況の報告について
地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度の決算に関する書類及び令和4年度の事業計画に関する書類を議案に報告した。

認定第1号、認定第5号
令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、次のとおり認定した。

単位：千円

区分	一般会計	特別会計			
		国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療	簡易水道
歳入総額	5,215,803	345,818	384,141	9,237	11,752
歳出総額	4,829,744	311,703	316,146	8,652	10,319
歳入歳出差引額	386,059	34,115	67,995	585	1,433
翌年度繰越財源	203,783	-	-	-	-
実質収支額	182,276	34,115	67,995	585	1,433

議案第38号
葛尾村振興計画審議会条例の一部を改正する条例について
調査及び審議の対象に土地利用計画を追加するため、所要の改正を行った。

議案第39号
葛尾村被災地域農業復興総合支援事業に係る農業用施設等の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
完成した水稻育苗センターを追加するため、所要の改正を行った。

《補正予算》

議案第40号
令和4年度葛尾村一般会計補正予算(第2号)
議案第41号
令和4年度葛尾村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第42号
令和4年度葛尾村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第43号
令和4年度葛尾村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第44号
令和4年度葛尾村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
一般会計補正予算の内容
主な歳入の内訳
地方交付税1億346万円、国庫支出金2千785万円、県支出金170万円、繰入金5千850万円、繰越金▲1千272万円、村債▲2千880万円
主な歳出の内訳
新型コロナウイルス感染症対策事業1千520万円、コロナワクチン接種事業543万円、公共施設修繕事業

炭火で焼いた肉や野菜の味は格別！食材や炭を持参して美味しいひとときをお過ごしください。

バーベキューハウス



大自然を満喫できる「もりもりランド・かつらお」で至福のひとときを

区画の大きさは4.8m×4.8m。その他に車1台乗り入れるスペースがあります。土のサイトでAC電源(使用料1,000円)も完備しています。

オートキャンプ場



マウンテンバイクコース



山あり谷ありの1,000mコース。初級・上級の2コースがあり、子供も楽しめます。マウンテンバイクのレンタルもあります。(2時間500円)

もみじの葉の隙間からさす木漏れ日美しい。もりもりランド・かつらおは紅葉の時期もおすすめです。



葛尾小学校の児童・先生方も森林散策に訪れました。どんぐりや松ぼっくりを拾ったり、珍しいきのこを観察したりしました。

葛尾村産羊肉をジンギスカン鍋で



仮オープン(～11月30日(水))
期間中はオートキャンプ場・バーベキューハウス使用料が無料です。ぜひご利用ください。

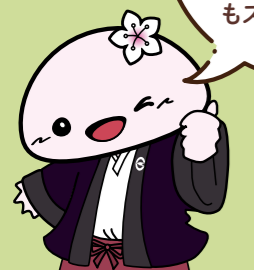
震災以降、整備のため閉鎖しておりました葛尾村森林公園「もりもりランド・かつらお」が9月3日、12年ぶりにオープンしました。

もりもりランド
かつらお
仮オープン!!



初心者大歓迎!

テント・寝袋・イス・テーブルなどレンタル用品各種あります!キャンプのことなら何でもスタッフに聞いてください。



予約受付番号

0240-23-5200

(葛尾村役場 復興推進室)
受付時間: (平日)午前9時から午後5時

アクセス

葛尾村大字葛尾字敷井畑 194
管理棟 TEL 0240-37-4100

肉にまつわるエピソードを聞きながら、ジンギスカン鍋で焼いた羊肉と野菜に舌鼓を打ちました。参加者は秋の空気を感しながら、葛尾村の大自然と癒やしのひとときを満喫しました。

9月3日、葛尾村森林公園「もりもりランド・かつらお」が12年ぶりに再オープンしました。3日は仮オープンのオープンングセレモニーと環境省が主催した森林体験会が行われ、「もりもりランド・かつらお」は久しぶりに多くの来場者で賑わい、みんなの声がこだましました。森林体験会は「ツリークライミング体験」「自然観察・森林散策」「葛尾村産羊肉BBQ体験」の3つの体験プログラムがあり、約50名が参加しました。ツリークライミング体験では、専用のロープやサドル等を利用して木に登り、木の上から森を見たリ風の音を聞いたり五感を使って自然を体感することができました。自然観察・森林散策では、タレントのなすびさんと一緒にもりもりランドから蟹山までの往復約3kmの遊歩道と登山道を歩きました。森の案内人に森林の役割や大切さなどを説明してもらったり、なすびさんの楽しいお話を聞いたりと楽しく森林について学ぶことができました。葛尾村産羊肉BBQ体験は、生産者の吉田健さんから葛尾村産羊肉

ごみの適正な排出方法について

1. 「プラスチック製容器包装」ごみの分別について

プラスチック製容器包装ごみ袋の中に、生ごみや製品プラスチックなどの混入が多くみられます。分別ルールを改めてご確認ください、適切な分別収集にご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

プラスチック製容器包装ごみとなるもの

商品を入れたり包んでいる容器や包装物、ペットボトルなどのキャップやラベル、発泡スチロールなどで、プラスチック容器包装のリサイクルマーク(♻️)が付いているものです。汚れているものは水で流すなどし、付着物の残っているものは燃えるごみに出してください。

プラスチック製容器包装ごみとならないもの

プラスチック製容器包装ごみに汚れが付着しているもの。特に生ごみが混入されていると袋内のごみにも付着し、袋内の他のごみもリサイクルできなくなってしまいます。ハンガーやバケツ、ごみ箱などプラスチック製品(固いプラスチック)のもの。これらのごみは燃えるごみで捨ててください。

2. 避難先でのごみの直接持込について

避難先である市町村のごみ処理施設に家庭ごみを直接持ち込む場合、お住まいの住所等の確認が必要となる場合があります。身分証の住所等が変更されていない場合など、別の書類等が必要となる場合がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。

3. 事業系ごみの処理について(事業者の方へのお願い)

事業所や商店などから排出される紙ごみや弁当容器、カン・ビン・ペットボトル等については、事業系一般廃棄物となり、ごみステーションに捨てることはできません。ごみステーションに廃棄した場合、不法投棄となりますので、事業者の方が直接衛生センターに持ち込むか、双葉郡内の一般廃棄物運搬許可を有する業者に依頼し、ごみを適正に処理してください。

☎ 双葉地方広域市町村圏組合 環境衛生課 ☎ 0240-22-3333

消費税のインボイス制度に関する説明会

税務署では、事業者の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。

日時	定員	会場
① 10月13日(木) 午後1時30分～午後3時30分	20名	相馬税務署 2階会議室 (相馬市中村字曲田 92-2)
② 10月25日(火) 午後1時30分～午後3時30分 (主に消費税の免税事業者の方向け)	20名	相馬税務署 2階会議室 (相馬市中村字曲田 92-2)
③ 11月2日(水) 午後3時30分～午後4時20分	48名	相馬市総合福祉センター (はまなす館) 第二・第三会議室 (相馬市小泉字高池 357)

説明会は事前予約制により各回とも定員になり次第、受付を終了します。①、②の説明会において説明会終了後、希望する方を対象に登録申請相談会を開催します。会場の駐車場には限りがありますので、ご来場の際には可能な限り公共交通機関をご利用ください。

☎ 相馬税務署 法人課税第一部門 ☎ 0244-36-3942 (直通)

総務課

福島県環境創造センター交流棟
「コミュニティ福島がリニューアルします」

三春町にある福島県環境創造センター交流棟「コミュニティ福島」が令和5年3月中旬にリニューアルオープンします。

リニューアルオープンにあたり、令和4年11月15日(火)から令和5年3月中旬の期間にコミュニティ福島展示室において更新工事を行うため、展示見学を休止いたします。

展示見学の休止期間は、コミュニティ福島で行う体験講座や小学校等を対象とした出前講座を行う予定です。また、会議室等の貸出は継続して行いますので引き続きご利用ください。

☎ コミュニタン福島
024716115721

行政相談週間
行政相談所が開設されます

10月17日(月)から23日(日)は「行政相談週間」です。

行政相談は、役所(国、県、及び市町村)や特殊法人などの仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。当村においては、行政相談週間にあわせ、次のとおり行政相談所を開設

しますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は厳守されます。

● 日時 10月20日(木)
午前10時～午後3時

● 場所 葛尾村役場 2階
第1会議室

● 行政相談委員
松本忠幸さん(上葛尾)

また、福島行政監視行政相談センターへの電話での相談窓口は次のとおりです。

☎ 05701090110
(行政相談苦情 110番)

☎ 024012912111
総務企画係

地域振興課

村営住宅入居者募集

○ 恵下越団地

・ 入居資格要件
① 入居者が平成23年3月11日時点で葛尾村民の方(転出者及び帰村者を除く)

② 現に住宅に困窮している方
・ 住所 三春町恵下越2
・ 空き戸数 29戸(平屋12戸・2階建て17戸)

詳細は地域整備係までお問い合わせください。

☎ 地域整備係
024012912113

有害鳥獣捕獲実績

葛尾村鳥獣被害対策実施隊は、村内におけるイノシシの捕獲状況は次のとおりです。

8月捕獲数6頭
令和4年度累計捕獲頭数30頭

☎ 地域づくり推進係
024012912113

復興推進室

福島県最低賃金が
令和4年10月6日から変わります

時間額 858円

福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイト等の名称にかかわらず福島県内の全ての労働者に適用され、使用者は、その金額以上を支払わなければなりません。

最低賃金には、次の賃金は算入されません。

○ 精皆勤、通勤、家族手当
○ 時間外、休日の割増賃金及び深夜手当

○ 臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

☎ 福島労働基準監督署へお問い合わせください。
024153614604

令和4年度放射線モニタリング測定値(葛尾村) No.125 (μSv/h)

計測地点	R3 9.22	R4 9.13	計測地点	R3 9.22	R4 9.13	計測地点	R3 9.22	R4 9.13
葛尾村K6地点(広谷地)	0.54	0.59	日山登山道入り口	0.15	0.15	夏湯局	0.12	0.12
葛尾村立葛尾中学校	0.08	0.09	かげ広谷地バス停付近	0.56	0.54	大放婦人ホーム	0.15	0.14
林道広谷地線 東屋付近	0.22	0.22	百石前バス停	0.16	0.16	葛尾村役場	0.11	0.11
野行集会所近傍	1.29	1.32	浜井場北平線入り口	0.11	0.11	下葛尾集会所	0.08	0.08
旧岩角集会所敷地内	0.19	0.29	井戸沢バス停	0.13	0.14	上野川多目的集会所	0.08	0.07
旧葛尾郵便局前	0.12	0.14	大笹行政区揭示板付近	0.11	0.11	上葛尾集会所	0.08	0.08
大放多目的集会所	0.19	0.21	木取場入口バス停付近	2.21	0.96	大笹集会所	0.10	0.09
野川集会所敷地内	0.13	0.13	もりもりランド管理棟前	0.16	0.15	せせらぎ荘	0.19	0.21
国道399号線沿い待避所 観光案内板隣	0.23	0.25	国道399号東平交差点	0.18	0.20	上野川字境ノき付近	0.13	0.15
葛尾小学校前	0.12	0.12	県道50号線もりもりランド入り口付近	0.15	0.15			
葛尾幼稚園前	0.11	0.14	県道50号線関下	0.20	0.19			
診療所前	0.16	0.20	岩角・野行行政区境	0.33	0.29			

福島県知事選挙・福島県議会議員補欠選挙

任期満了に伴う福島県知事選挙と双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙が行われます。今後の県政を託す大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

告示日

10月13日(木) 福島県知事選挙
10月20日(木) 福島県議会議員補欠選挙

投票日

10月30日(日)

●当日投票所

投票所	投票時間
葛尾村村民会館	午前7時～午後6時
恵下越集会所	午前7時～午後6時



●期日前投票所 ※知事選挙と県議選挙で投票できる期間が違いますのでご確認ください。

投票所	投票期間	投票時間
葛尾村村民会館	※福島県知事選挙 10月14日(金)～10月29日(土)	午前8時30分～午後8時
	※福島県議会議員補欠選挙 10月21日(金)～10月29日(土)	
恵下越集会所	10月27日(木)～10月29日(土)	午前10時～午後7時

※投票入場券について

入場券は、告示日以後速やかに発送しますが、お手元に届くまでに時間がかかる場合があります。

入場券がなくても、有権者本人であることが確認できれば投票できますので、投票所受付で申し出てください。なお、選挙が無投票等になった場合は、入場券の発送は行いません。

●不在者投票 次の方は、不在者投票ができます。

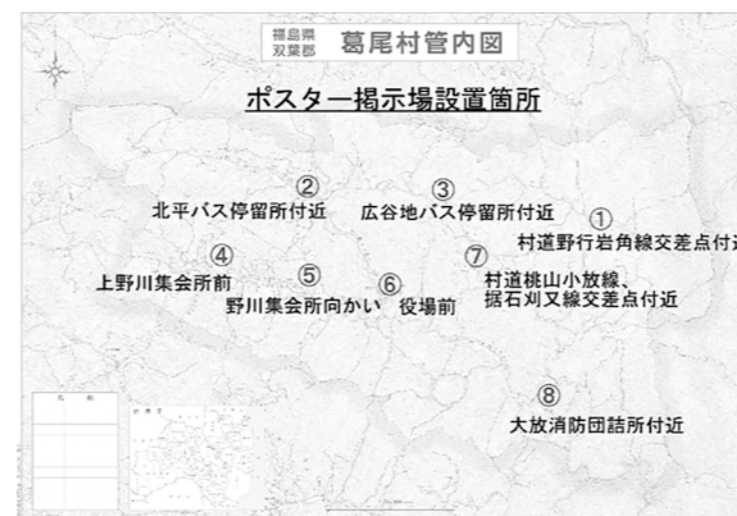
不在者投票できる方	方法・その他
県外や遠隔地に滞在中の方	滞在先で投票することができます。
指定病院等に入院中の方	入院先の病院・施設にお問い合わせください。
重度の障がいがある方、 要介護者の方など	郵便による投票ができます。 事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要になります。

●特例郵便等投票制度

新型コロナウイルス等で「自宅療養中」又は「宿泊療養中」の方は、郵便などを利用して自宅又は宿泊先の施設等で投票することができます。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

●ポスター掲示場について

村内の帰還困難区域の一部で避難指示が解除されたことに伴い、ポスター掲示場の設置箇所が変更になります。なお、掲示場の数は法律で定められており増やすことはできません。



あなたの「価値ある一票」を
国政に届けましょう!



☎ 葛尾村選挙管理委員会 (役場内) ☎ 0240-29-2111

福島県肥料高騰緊急対策事業

米価の大幅な下落に加え、肥料費高騰に直面している水稲経営体に対し、肥料費の一部を助成します。

●対象者

水稲又は水稲以外の転換作物を作付している水稲経営体

～対象作物～

水稲	主食用米、稲WCS、飼料用米等
転換作物	野菜、花き、果樹、麦、大豆、そば、飼料作物、牧草等

※二毛作は基幹作のみ

●要件等

※地目が水田のほ場に対象作物を合計で30a以上作付していること。

※令和4年度に出荷・販売を目的として作付していること。

●助成額

■水稲：500円／10a

(ただし、一律10aを差し引いた面積)

■水稲以外の転換作物：1,500円／10a

(飼料作物及び牧草以外の作物は自家消費分を差し引いた面積)

【申請書類】

様式1 福島県肥料高騰緊急対策事業の申請書兼請求書

様式2 福島県肥料高騰緊急対策事業の作付計画書

※「令和4年度水稲生産実施計画書兼営農計画書」を提出している方は、「営農計画書の写し」を添付すれば作付計画書の提出は不要です。

【提出先】

葛尾村地域農業再生協議会事務局(葛尾村地域振興課)

【提出期限】

令和4年11月30日(水)

【留意事項】

畑地は対象になりません。

申請書の内容確認のため、申請者ご本人様に連絡をする場合があります。

申請書は記載内容を十分確認してから提出してください。

営農計画書をご提出いただいている本事業対象者については、別途通知致します。

☎ 葛尾村地域農業再生協議会 担当/鈴木 ☎ 0240-29-2113

毎年10月は、
「ピンクリボン月間(乳がん啓発月間)」です

保
健
だ
よ
り

乳がんってどんな病気？

原因には、初経年齢が低い、出産経験がない、初産年齢が高い、飲酒、肥満などの生活習慣などがあります。

女性のがんで最も多いのが乳がんです。なんと、日本人女性の9人に1人がかかると言われています。(全国がん登録罹患データより)

主な症状は、乳房のしこりです。えくぼやただれ、乳房の形が左右非対称になる、乳頭から分泌物が出るなどもあります。

予防と早期発見のためには？

がんの予防には、生活習慣が重要であることは言うまでもありません。

さらに乳がんは、自分で見つけることができます。月1回は自己検診をして、早期発見につなげましょう。

しかし、それだけでは見つけられないこともあることから、国では罹患率が高くなる40歳以上の女性に、2年に1回乳がん検診を受けることを推奨しています。

(がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針より)

村でも、無料で乳がん検診を実施しており、マンモグラフィと問診に加え、医師の視触診があります。

(今年度は終了)

2月には県内避難者向けのがん検診がありますので、今年度対象の方でまだ受けられていない方は、この機会に是非受診しましょう。

また、来年度の検診対象者には個別通知を送らせていただきますので、積極的に受診しましょう。

ピンクリボンフェスティバル2022

今年はオンライン開催で、様々な情報を配信しています。

詳細は公式サイトをご覧ください。→ www.pinkribbonfestival.jp



お問い合わせ：公益財団法人日本対がん協会 ピンクリボンフェスティバル運営委員会事務局

☎ 03-3541-4771 (平日 10:00～17:00 土日祝日を除く)

参考：国立がん研究センターがん情報サービス

☎ 健康福祉係 ☎ 0240-29-2112

インフルエンザ予防接種費用の助成について

インフルエンザは、例年、秋から春先にかけて流行する感染症です。村では、インフルエンザが重症化する恐れのある高齢者と子どもの予防接種費用を助成します。体調の良いときに、早めに接種しましょう。

予診票、接種済証につきましては、ホームページからダウンロードができ、役場窓口・みどり荘・恵下越集会所等にもおいてありますので、ご活用ください。

○高齢者インフルエンザ

【対象】・満 65 歳以上の方

・60 歳以上 65 歳未満で心臓や腎臓、呼吸器に重い病気があり、障がい者手帳をお持ちの方

【接種料金】 全額助成（福島県内の医療機関で接種された方は窓口での支払いはありません）

※県外避難者の方へ・・・避難先市区町村により助成額が異なります。

【助成期間】 10月1日（土）～令和5年1月31日（火）

【助成回数】 1回

【申請期限】 令和5年2月10日（金）（当日消印有効）

【手順】・県内

かかりつけ医療機関に予防接種の予約をし、予診票・接種済証を入手し、医療機関へ持参し接種を受けてください。（昨年度受けた方が多かった医療機関には、予診票・接種済証を送付しています。予約時、医療機関にご確認ください）

・県外

避難先市区町村の予防接種担当窓口にお問い合わせ、手続きをしてください。

自己負担が発生した場合には、村で償還払いとなります。上限額は、5,038 円となります。葛尾村定期予防接種費用償還払込請求書、領収書の原本、接種済証のコピー、通帳（店番、口座番号が記載されているページ）のコピーをご提出ください。

○小児インフルエンザ

【対象】・葛尾村に住所を有する生後 6 か月から中学 3 年生

【助成上限額】・1 回目 3,600 円

・2 回目 2,500 円（生後 6 か月～12 歳のみ）

※医療機関により接種費用が異なるため、助成上限額との差額は自己負担となります。

【助成期間】 令和4年10月1日（土）～令和5年1月31日（火）

【助成回数】・生後 6 か月から 12 歳 2 回（2 回分まとめて申請してください）

・13 歳から中学 3 年生 1 回

【申請期限】 令和5年2月10日（金）（当日消印有効）

【手順】・かかりつけ医療機関に予防接種の予約をしてください。（予診票は医療機関のものを使用してください）

・医療機関窓口で全額支払い、必要書類（葛尾村任意予防接種に係る助成金交付申請書、領収書の原本、母子健康手帳の接種記録欄、接種済証、接種後の予診票のいずれかのコピー、通帳（店番、口座番号が記載されているページ）のコピー）を添えてご提出ください。

☎ 健康福祉係 ☎ 0240-29-2112

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

国では新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和4年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付します。

【給付対象者】

(1) 住民税非課税世帯

令和4年6月1日時点で葛尾村に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯。

※下記に該当する世帯は対象外です。

- ・令和3年度の住民税非課税世帯等（家計急変世帯を含む）に対する臨時特別給付金を受給された世帯
- ・世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である方がいる世帯。

(2) 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月から令和4年10月までの間で家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額等が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯。

【申請方法】

(1) 住民税非課税世帯

①令和4年1月1日時点で葛尾村に世帯全員の住民登録がある世帯は、世帯主に確認書を10月上旬に発送予定です。内容をご確認いただき、給付対象世帯に該当する場合のみ返信用封筒にて返送してください。

②令和4年1月1日時点で葛尾村に住民登録のない方を含む世帯は、役場にご連絡ください。申請書を郵送いたします。

※世帯単位で令和4年6月2日以降に転入の場合は、令和4年6月1日時点にお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(2) 家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要となります。住民税が課税であった世帯員それぞれの年間収入見込額（令和4年1月～10月の任意の1か月収入×12倍）又は、年間所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額）が非課税相当となった世帯が対象です。申請される場合は、役場にご連絡ください。申請書を郵送いたします。

確認書及び申請書の提出期限：令和4年11月30日（水）必着

☎ 住民生活係 ☎ 0240-29-2112



消防署からのお知らせ

10月は台風が多い季節です！

台風は年間約 25 個発生し、その半数以上が7月～10月に集中しています。
令和元年 10 月には「令和元年東日本台風」が発生し、福島県内でも甚大な被害を受けました。

被害を最小限にするためには事前の準備が大切です。
災害が起きてからではなく、起きる前からできる限りの備えをしましょう！



台風への備え 5箇条



- 家の外の備えを行う。(飛散物の収納、窓や雨戸の補強等)
- 家の中の備えを行う。(非常袋の準備、数日分の食料の準備等)
- 避難場所の確認及び安全に避難できる道を事前に確認する。
- 「台風情報」、「警報・注意報」等の最新情報を入手する。
- 台風接近中は不要な外出を控え、危険な場所(小川や水路等)へは近づかない。

令和4年度全国統一防火標語

「お出かけは マスク戸締まり 火の用心」

火事と救急は119番

〈消防署連絡先〉
◇浪江消防署 0240-34-4111
◇富岡消防署 0240-22-2119



福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

【求職者向け】行くしかない!! 就職面接会 in 川俣

【参加無料・履歴書不要・服装自由】

実は面接会が就職への近道♪求人票には載っていない魅力が聞ける!★応募書類キットのプレゼント

★証明写真の無料撮影券プレゼントあり

●日時 10月28日(金) 13:30～15:00

●会場 川俣町役場(伊達郡川俣町字五百田30番地)

●参加企業 10社(企業の詳細はホームページをご覧ください)

電話、ホームページから予約、または当日参加。入場は予約の方を優先します。予約がおすすめです。



【企業申込型】建設機械運転技能講習

◎玉掛け技能講習(3日間)

●日時 11月1日(火) 8:00～17:15

●締切 10月18日(火)

●会場 みなみそうま建設機械講習所(原町中央自動車教習所)

●定員 各10名(1事業所2名まで)

●添付書類 【自動車運転免許証のコピー】お持ちでない方はお問合せください。

【雇用保険被保険者資格取得届(事業主通知用)の写し】

※受講料・テキスト代無料

※申込書に必要事項をご記入の上、添付書類を添えてFAXにてお申送ください。

※申込締切後、該当事業の趣旨に基づき厳正に選考し、選考結果は電話にてご連絡します。

※【個人申込型】もあります。日程についてはお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。



【個人申込型】建設機械等運転技能講習

◎フォークリフト運転技能講習(4日間)

●日時 ①11月16日(水) ②令和5年1月31日(火) 各日共8:00～17:30

●締切 ①11月1日(火) ②令和5年1月17日(火)

◎小型移動式クレーン運転技能・玉掛け技能講習(6日間)

●日時 令和5年1月5日(木) 8:00～17:15

●締切 12月15日(木)

◎共通事項

●会場 みなみそうま建設機械講習所(原町中央自動車教習所)

●定員 各10名

●添付書類 【自動車運転免許証のコピー】お持ちでない方はお問合せください。

※受講料・テキスト代無料

※申込締切後、該当事業の趣旨に基づき厳正に選考し、選考結果は電話にてご連絡します。

※【企業申込型】もあります。日程についてはお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。



※新型コロナウイルス感染予防対策を講じ、開催いたします。詳細はホームページをご覧ください。

●申込み・問合せ

福島広域雇用促進支援協議会 福島統括窓口(福島市中町4番20号みんゆうビル202号)

☎024-524-2121 FAX 024-524-2125

ホームページ.....

働きたいネット 検索



協議会マスコット
「はたらっこ」

むらの話題

葛尾村で生産したマンゴーを知事へ贈呈しました

マンゴーは東北大学といわきの企業が4年前から試験栽培を行い、現在は5品種を村内で栽培しています。9月2日、「アーウィン」と昨年小中学校の給食にも提供された「金蜜」の2品種を知事へ贈呈し、内堀知事からは「この取り組みが上手くいって、葛尾村の新しい特産品になってほしい」といった、期待の声をいただきました。今後、村としてはふるさと納税の返礼品のひとつになることを期待しています。



左から篠木村長、内堀県知事、加藤准教授(東北大学)

第12回全国和牛能力共進会 福島県出品者結団式

9月13日、全国和牛能力共進会へ出場する福島県代表の結団式が郡山市で行われ、葛尾村から(株)牛屋の吉田愛梨朱さんが出席しました。

(株)牛屋の「れんかの2号」は7月の福島県最終選抜において、見事第4区(繁殖雌牛群)の福島県代表に選出され、10月6日(木)～10日(月)に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会に出場します。結団式では、共進会での活躍を願い、篠木村長が激励しました。



第2回女性学級体験学習開催

8月30日第2回女性学級体験学習が開催され学級生6人が参加しました。今回は川俣町にある陶工房 Studio Le port に行き陶芸体験を行いました。4年前も同じ工房で陶芸体験をしていたこともあり、学級生の皆さんは慣れた手つきで黙々と作品を完成させていました。体験時間ギリギリまで制作に打ち込んだ学級生の作品は、それぞれの個性があふれる陶器となり、充実した体験学習を行うことが出来ました。その後、道の駅かわまたにて昼食。午後はおりもの展示館を見学し、川俣町の特産品であるシルクや機織物の歴史を勉強しました。学級生から「今後もこういった体験学習を企画してほしい」という声も寄せられました。



学級生の作品



先生と一緒に記念撮影!

「君の椅子」が贈呈されました

村では、「君の椅子」プロジェクトに参加し、新しく生まれたお子様に、世界で一つだけの「君の椅子」の贈呈を行っています。今回は松本悠暉くんに「君の椅子」が贈られ、贈呈される「君の椅子」は今回から新モデル(2022年モデル)の贈呈となります。



松本悠暉くん(大笹)



君の椅子2022年モデル

民生委員・児童委員委嘱状伝達式

葛尾村民生・児童委員に対する委嘱状の伝達式が、8月26日役場で行われ、村長より厚生労働大臣からの委嘱状が伝達されました。新委員(敬称略) 民生委員 松崎正一(上野川)



ふるさと納税

次の方々からご寄付をいただきました。

◆お名前

大和田 裕 子 様(宮城県) 佐々木 紀 子 様(京都府) 酒 井 優 様(神奈川県)
藤 井 千 明 様(兵庫県) 鏑 水 英 樹 様(東京都) 松 本 徳 行 様(神奈川県)
上記含め27名

寄付総額 687,000円(令和4年8月分)

寄付金は、観光・農林業・商工業の振興や教育・文化の振興等、寄付者の申出に合わせた事業等に有効に活用させていただきます。ありがとうございます。

葛尾村では、ふるさと寄付金(ふるさと納税)の返礼品(地場産品)を募集しています。詳細は担当までお問い合わせください。

☎ 総務企画係 ☎ 0240-29-2111

坪倉先生のいきいき健康ナビ No.39



坪倉正治先生
福島県立医科大学 医学部
放射線健康管理学講座主任教授

らすかで食事の内容までも変わってきます。田畑の仕事がなくなって活動量が低下し、フレイルを早めることも十分あり得ます。生きがいの喪失が認知症の発症リスクに関連しているという報告もあります。

村内では特定復興再生拠点区域(復興拠点)の避難指示が解除され、拠点内でのまちづくりや復興の加速化が期待されています。住み慣れた村にまた戻って暮らすには何が必要でしょうか。復興庁の葛尾村住民意向調査では、「医療・介護福祉施設」が最も多く、次いで「商業施設」「公共交通機関」と回答がありました。元の生活に戻るためにはどれも必須です。

どこに住んでいても、皆さんひとりひとりが「生活の質」を維持・回復しながら地域での暮らしを築けているか(生活再建)という視点が重要であることには変わりません。新しいアイデアや知恵を出し合っただけで地域づくりが求められており、村とも話し合いを進めているところです。

「住み慣れた地域で」

「生涯引越越し回数」という統計があるのをご存知でしょうか。人が一生の間に何回引越越しするかを数えたデータで、日本人は平均約3回だそうです。昔から日本人は同じ土地に定住して田畑を耕し生活をしてきた、いわば農耕民族と言えるかもしれません。だとすれば、農耕型的生活スタイルを持つ日本人は、狩猟型である欧米人と比べて引越越し回数が少ないことは、理解しやすいかもしれません。

原発事故後の二次的な健康影響が明らかになっていますが、生活環境や生活習慣の変化による影響は少なくありません。転居によって今まで通った病院や買い物先が変わるばかりか、どこに住んで誰と暮

今月の行事 (令和4年10月)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となる場合があります。

2日(月) わんぱく教室	12日(水) パッチワーク教室 (葛尾)	25日(火) 3B 体操教室・ことばの相談会
6日(木) パッチワーク教室 (三春) 戦没者追悼式・慰霊祭	13日(木) 剣道教室	26日(水) パッチワーク教室 (葛尾)
8日(土) 市町村対抗ソフトボール大会	15日(土) スクールフェスタ&公民館まつり	27日(木) 剣道教室
11日(火) 3B 体操教室	18日(火) にこにこ広場	28日(金) 女性学級
	20日(木) パッチワーク教室 (三春)	

葛尾村診療所

受付時間:午後1時30分～午後5時
診療:午後2時～午後5時
診療科目:内科・小児科
☎0240-29-2036
※予防接種を希望の方は、あらかじめご予約をお願いします。

5日(水)矢吹 康 先生(矢吹医院)
12日(水)雷 毅 先生(雷クリニック)
19日(水)上遠野栄一 先生(かとうの内科クリニック)
26日(水)雷 毅 先生(雷クリニック)※1
※1 診療所への新システム導入及び新型コロナウイルスワクチン接種のため、通常の診療は午後2時30分～3時30分です。

葛尾歯科診療所

受付時間:午前9時00分～午前11時30分
午後1時30分～午後5時30分
診療日:毎週火・水・木曜日(祝日除く)
☎0240-29-2110
※院内感染予防の観点から事前にご予約ください。

注意事項 ※発熱等の症状がある場合は、受診前にご連絡ください。また、受診の際はお薬手帳をお持ちください。

人の動き

令和4年9月1日
現在(外国人含む)

- 男性 676 人 (-4)
- 女性 638 人 (-3)
- 合計 1,314 人 (-7)
- 世帯数 490世帯 (±0)



葛尾村の避難状況について
令和4年9月1日現在(外国人含む)(人)

帰村	334	
避難指示解除後の転入	村内居住	132
	村外居住	21
	計	153
避難	県内	779
	県外	48
	計	827
計	1,314	

避難先をお知らせください

避難先住所を移動された方は、変更があった日から14日以内に、住民生活課窓口へ届出をしてください。
☎0240-29-2112

今月の納期限

村民民税	3期
国民健康保険税	4期
納期限	10月31日(月)

休日のお医者さん

(田村地区) 診療時間
市外局番:0247 午前9時～午後6時

10月2日	のざわ内科クリニック	三春町 ☎61-1500
10月9日	清水医院	船引町 ☎82-3535
10月10日	橋本医院	小野町 ☎72-3711
10月16日	白岩医院	常葉町 ☎77-2036
10月23日	春山医院	三春町 ☎62-3239
10月30日	中央通りクリニックやない	船引町 ☎81-2662

※受診の際は、健康保険証を持参してください
※当番医、診療時間等変更になることがあります。あらかじめ電話等でご確認ください。

福島県医師会 <http://www.fukushima.med.or.jp/>
田村医師会 <https://www.tma.or.jp/>
〒963-3401 福島県田村郡小野町大字小野新町字品ノ木 123

葛尾村役場

〒979-1602
福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16

総務課	☎0240-29-2111
復興推進室	☎0240-23-5200
住民生活課	☎0240-29-2112
地域振興課	☎0240-29-2113
議会事務局	☎0240-29-2160
教育委員会	☎0240-29-2170
公民館	☎0240-29-2008

FAX 0240-29-2123

生徒たちの自信に繋がりました。
～双葉郡中学校英語弁論大会～



弁論大会後の記念撮影

8月30日、令和4年度双葉郡中学校英語弁論大会が楡葉町コミュニティセンターで開催されました。参加したのは、中学1年生の松本晴樹さんと2年生の松本彩楓さんです。

会場は800人程を収容できる大ホールで、生徒たちは緊張しておりましたが、本番では大きな声で発表することができ、生徒たちの自信に繋がりました。

村民との交流
～パッチワーク教室～



教えてもらいながら作品作りに励んでいます!

9月7日、葛力創造舎のインターン生がパッチワーク教室に参加しました。参加した2人は学級生に教わりながらコースターを作成しました。2人共パッチワークは初挑戦ということで、悪戦苦闘しながらも最後まで学級生と協力し、オリジナルのコースターを作ることが出来ました。

天栄村に惜敗
～市町村対抗野球大会～



葛尾村チームメンバーの集合写真

9月18日、福島市の信夫ヶ丘球場にて開催された第16回市町村対抗福島県軟式野球大会で、葛尾村チームは天栄村チームと対戦しました。

途中まで葛尾村がリードしていましたが、惜しくも天栄村に逆転され、5-6で惜敗しました。

選手たちは、「来年は初戦突破を目指すぞ」と闘志を新たにしていました。

葛尾村
教育委員会だより
第66号

インターンシップ生の 成果報告会が開催されました

8月1日から9月16日までの期間、大学生たちがインターン生として村内各事業所に活動に訪れました。インターンシップ制度は、村の地域課題解決と若者の育成を目的とし、村内では（一社）葛力創造舎が主体となり取り組みを行っています。インターン生の皆さんは、村の課題解決の取り組みとして交流事業やイベント企画などを考え、実践してくれました。9月14日は村民会館で、成果報告会が開かれ、インターン生1人1人が考えた村の課題の解決策を提案し、今後に繋げてほしいと報告をしました。（一社）葛力創造舎の下枝代表理事は、「葛尾村を知らなかったインターン生たちが、この村の課題を考え解決策を一緒に考えてくれることで、この村に愛着を持ってもらいたい」とお話しされました。



交流企画のラジオ体操



インターン生が企画した展示会



成果報告会

最近朝晩は冷え込むようになりました。秋になると、どこか寂しい気分になります。

しかし、秋と言えば食欲の秋と言われるほどおいしいものが多い季節ですね。食欲の秋と言うのは、単においしいものが多いからだけでなく、涼しい気候で暑さや夏バテで弱っていた身体が回復し、食欲が自然に回復するため、冬に近づくにつれて基礎代謝が上がり、食欲が増すためというの理由のひとつだそうです。

ご飯もお菓子もおいしいものが多いので、ついつい食べたくなくなってしまいますが、ほどほどに、食べ過ぎには注意しましょう。

(S・R)

編集後記



村内に咲くコスモス

公式ホームページ | <https://www.katsurao.org/>
メールマガジン登録 | <http://katsurao.inf-gnet.jp/regist.html>
広報担当電子メール | hp@vill.katsurao.lg.jp

葛尾村ホームページ
(携帯用) はこちら→



皆さまからの情報や意見のご提供をお待ちしております。

✉ hp@vill.katsurao.lg.jp

☎ 0240-29-2111・FAX0240-29-2123



緊急情報受信・葛尾村
メールマガジンの登録
はこちら→

